

総務文教常任委員会審査日程

日 時 令和4年12月1日（木）

本会議終了後

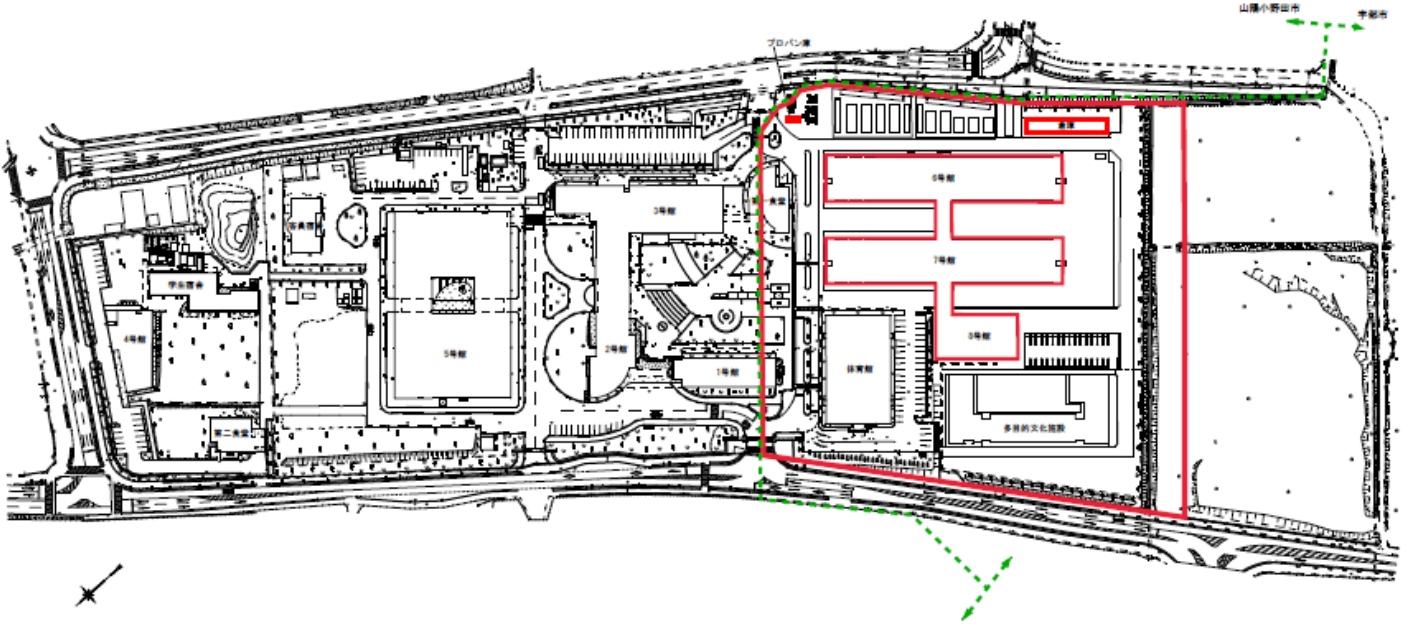
場 所 第1委員会室

～審査内容～

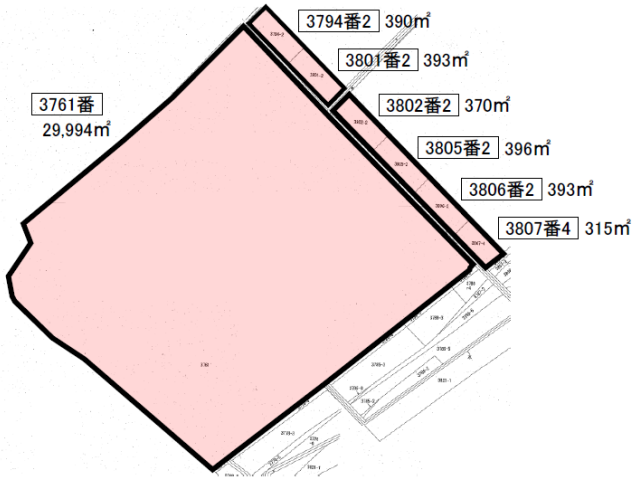
- 1 議案第92号 市有財産の出資について (大学)
- 2 議案第93号 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学定款の変更について (大学)
- 3 議案第94号 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学中期目標（第2期）の変更について (大学)
- 4 議案第77号 山陽小野田市個人情報保護法施行条例の制定について (総務)
- 5 議案第88号 市役所本庁舎環境改善事業（建築主体・機械設備工事）請負契約の締結について (総務)
- 6 議案第89号 物品の購入に係る契約の変更について (総務)

市有財産の出資について

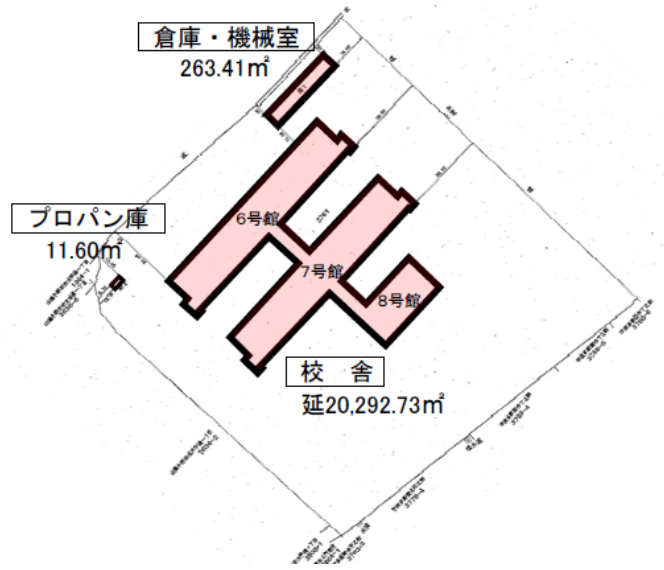
全体配置図



対象土地



対象建物



今回出資する財産の価額

土地 519,200,000 円 建物 7,743,200,000 円 計 8,262,400,000 円

(参考)

平成28年4月の公立化時に出資した財産の出資時の価額

土地 756,000,000 円 建物 3,029,842,000 円 計 3,785,842,000 円

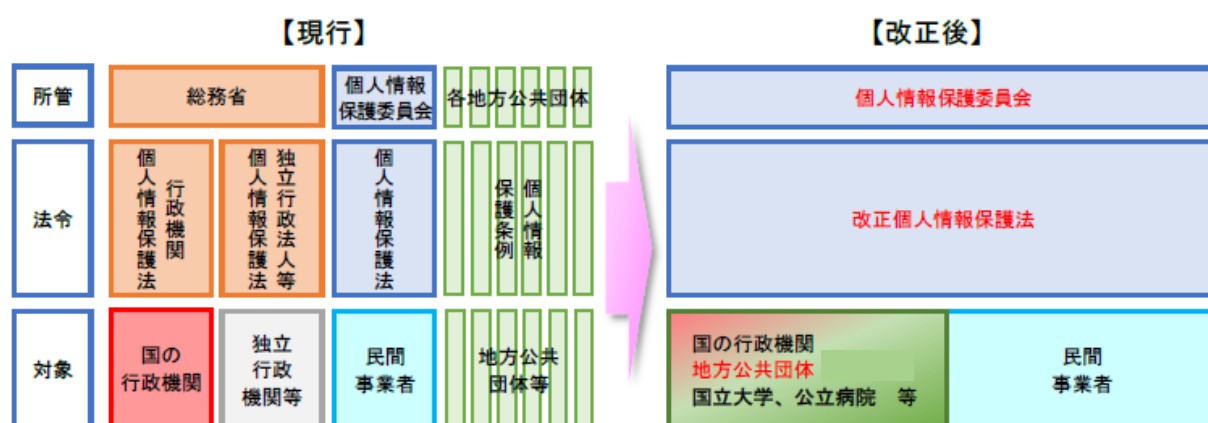
今回の出資後の総額

土地 1,275,200,000 円 建物 10,773,042,000 円 計 12,048,242,000 円

議案第77号 山陽小野田市個人情報保護法施行条例の制定について

1 個人情報の保護に関する法律の改正概要

令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）が改正され、地方公共団体に適用される部分は、令和5年4月1日に施行されます。改正後の個人情報保護法（以下「改正法」という。）に関する規律は、地方公共団体にも適用され、全国共通ルールとして運用されることになることから、山陽小野田市個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）を廃止し、改正法を施行するために必要な事項を定めた山陽小野田市個人情報保護法施行条例（以下「施行条例」という。）を制定します。



2 条例で定める事項

(1) 個人情報を取扱う事務の帳簿（改正法第75条第5項）

改正法により作成及び公表が義務付けられる個人情報ファイル簿は、本人の数が1,000人以上の場合に限定されます。現行条例における個人情報取扱事務の届出水準を維持するために、施行条例において個人情報取扱事務に係る登録簿について規定します。（施行条例第3条）

(2) 開示請求に係る手数料（改正法第89条第2項）

これまでと同様に手数料は無料とし、請求者が開示に係る実費を負担することを規定します。（施行条例第4条）

(3) 開示決定等の期限（改正法第108条）

現行条例と改正法の開示決定等の期限は次表のとおりです。

	現行条例	改正法
開示決定期限	15日	30日
期限延長	15日	30日

この期限を現行条例に合わせるように施行条例に規定します。(施行条例第5条及び第6条)

(4) 審議会への諮問（改正法第129条）

個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会等へ諮問することができるとされていることから、山陽小野田市個人情報保護審査会への諮問について規定します。ただし、改正法により、一律的に審査会に意見を求めることは禁止されたことから、これまでと比較して諮問する案件が限定的となります。(施行条例第7条)

(5) その他

施行条例附則において、現行条例の廃止（附則第2条）、現行条例を引用している条例の改正（附則第3条及び第4条）及び現行条例に規定する罰則の経過措置（附則第5条及び第6条）を規定しています。

3 条例で定めない事項

(1) 行政機関等匿名加工情報の提供制度に係る手数料（改正法第119条第3項及び第4項）

本制度の導入は、都道府県及び政令指定都市に義務付けられ、その他の市町村は任意とされました。本市においては、同規模自治体の状況等を踏まえつつ、本制度の実施について検討することとし、本条例への規定は見送ることとしました

(2) 条例要配慮個人情報（改正法第60条第5項）

(3) 開示請求等における不開示情報（改正法第78条第2項）

(2)、(3)ともに現行条例と改正法が規定する内容に差異がないことから、法と異なる規定を設けるべき特段の事情は認められないと判断しました。

資料 1

工事概要

工事名称：市役所本庁舎環境改善事業（建築主体・機械設備工事）

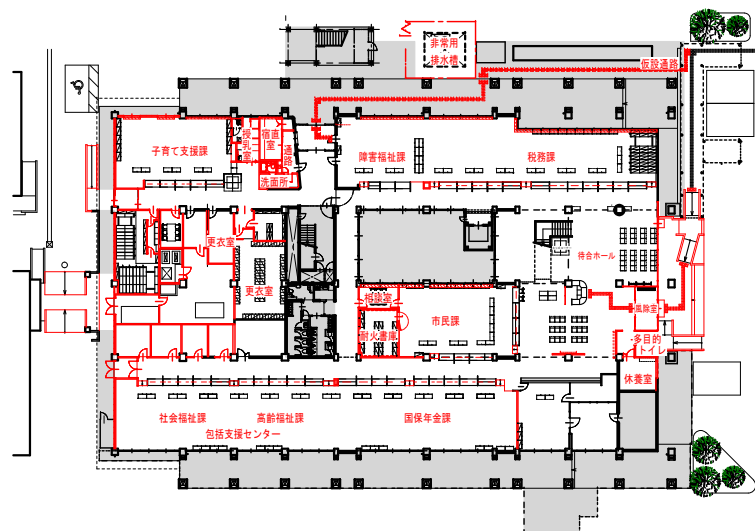
工事場所：山陽小野田市日の出一丁目1番1号 地内

工期：本契約移行後日から令和6年3月11日まで

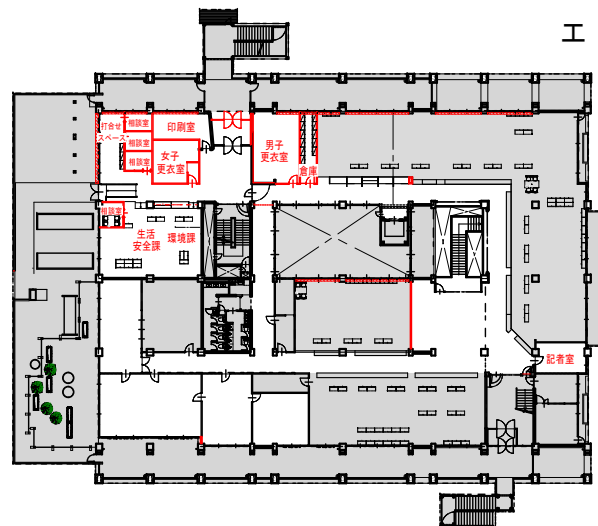
- 概要：1階 待合ホールの改修
1階執務室のO.Aフロア化、カウンターの更新
文書庫、更衣室の新設及び改修
耐火書庫の新設
各所移動書架の新設及び更新
多目的トイレの増設
- 2階 旧文書庫を執務スペースへ改修
旧監理室を相談室へ改修
女子更衣室、印刷室及び記者室の改修
男子更衣室及び倉庫の新設
シティセールス課正面の待合スペース改修
- 3階 廊下及び各室の床面等改修
- 屋上 空調設備の更新
- 外構 正面玄関及び別棟間のバリアフリー化
非常用排水槽の新設

契約の相手方：市役所本庁舎環境改善事業（建築主体・機械設備工事）長沢建設・進栄建設特定建設工事共同企業体長沢建設株式会社
長沢建設株式会社
代表取締役社長 西村 創之介

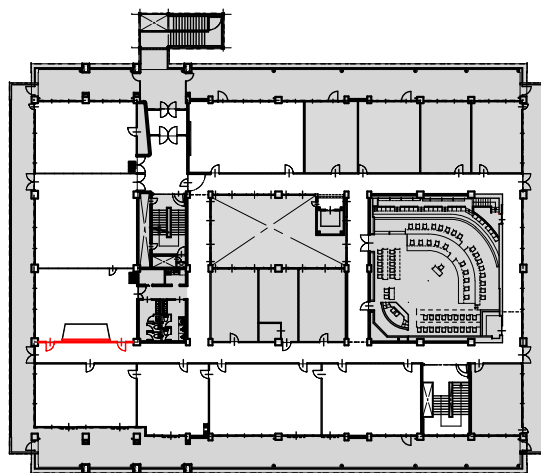
請負契約金額：338,800,000円



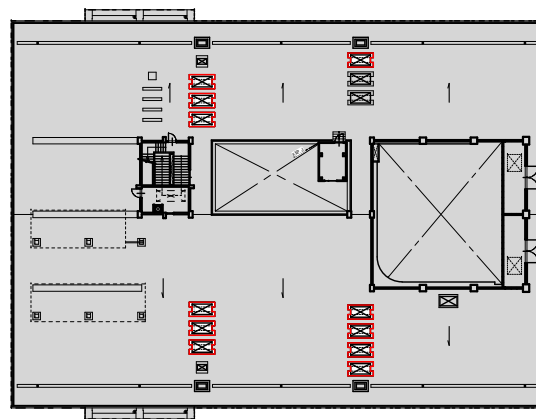
1階 平面図



2階 平面図



3階 平面図

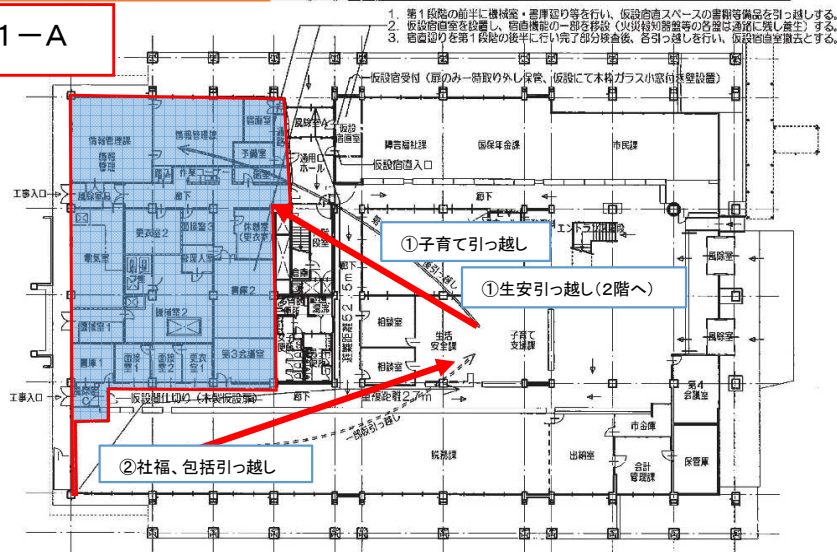


PH1階 平面図

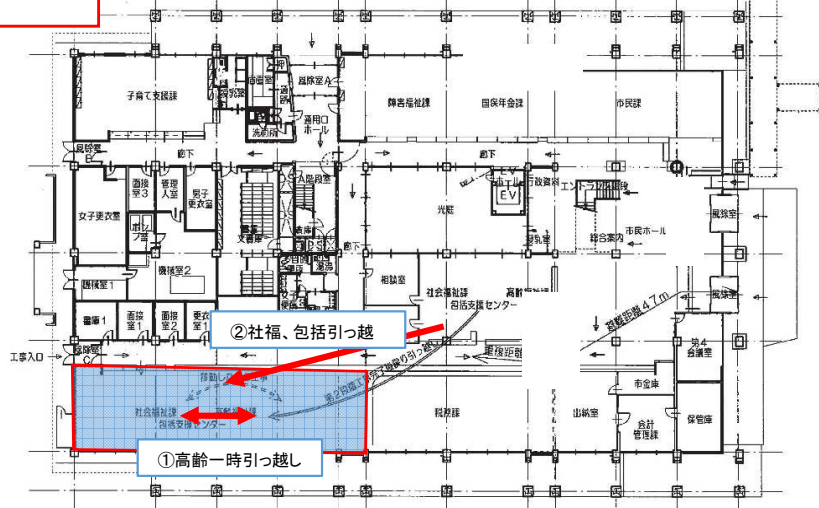
移転計画案 1階

2期工事 1階改修 第2段階 (工事エリアは既設分館、シート養生等にて分離し、解体が必要な部分は土日等で行う。) <庁舎は工事スペース確保のためエリア内で移動>

1-A

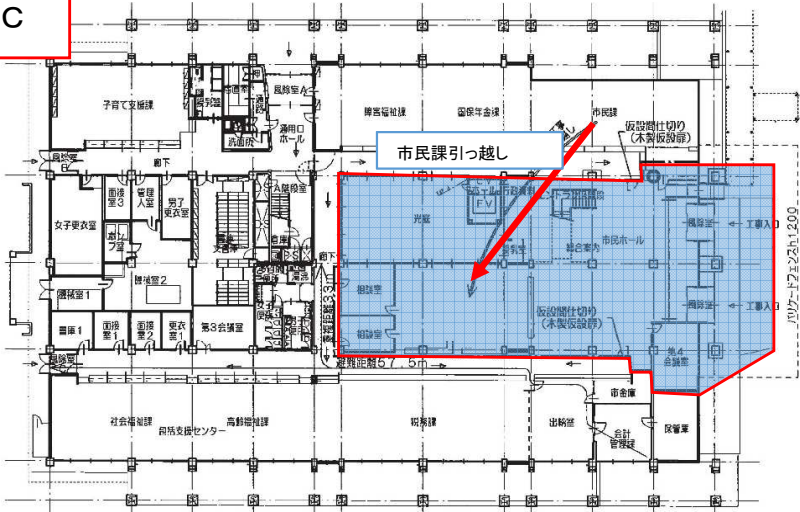


1-B

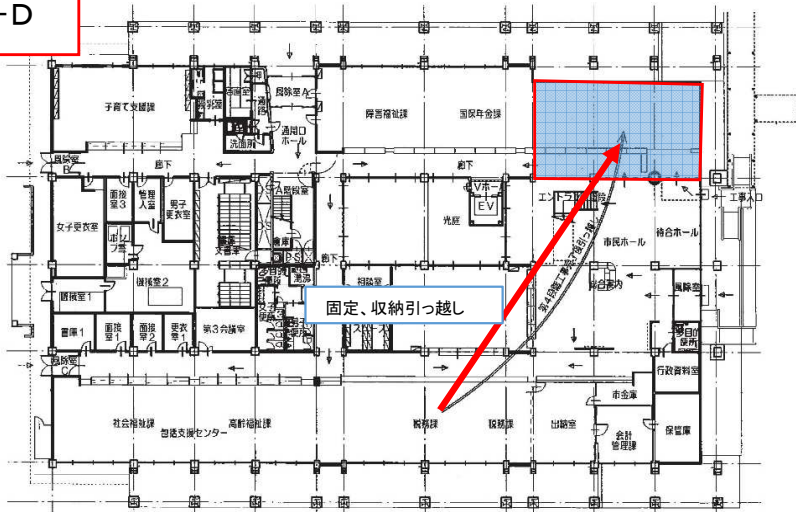


2期工事 1階改修 第3段階 (工事エリアは完全分館、仮設増仕切り設置) <庁舎は工事エリア内の備品等の整理及び、庁舎内に各スペースを準備引越す>

1-C



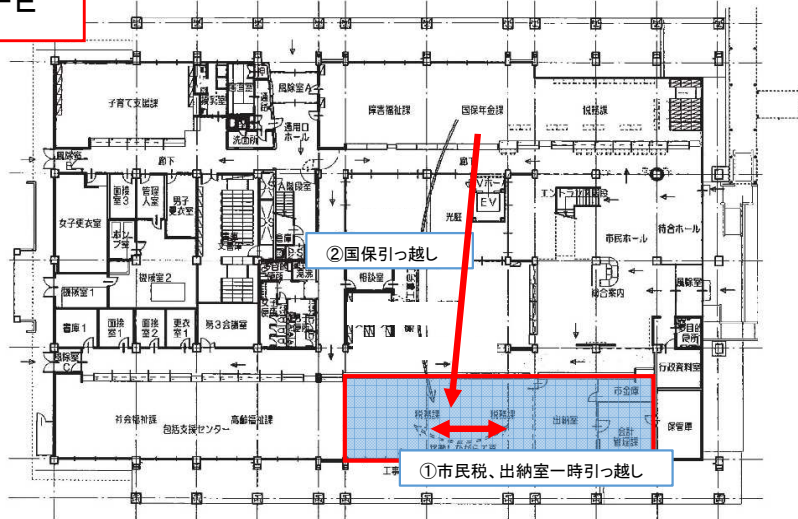
1-D



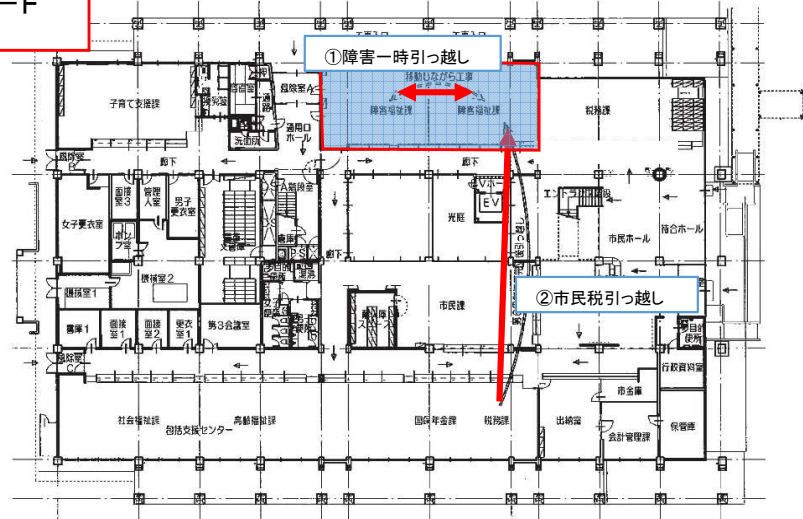
2期工事 1階改修 第4段階 (工事エリアは既設分館、シート養生等にて分離し、解体が必要な部分は土日等で行う。) <庁舎は工事スペース確保のためエリア内で移動>

→ 来庁動線
 → 工事動線
 → 工事スペースを示す
 → 工事完了スペースを示す
 → 次期引越しを示す
 → 次期引越しを示す (仮引越し)
 → 各種移動を示す
 → 各種仮移動を示す

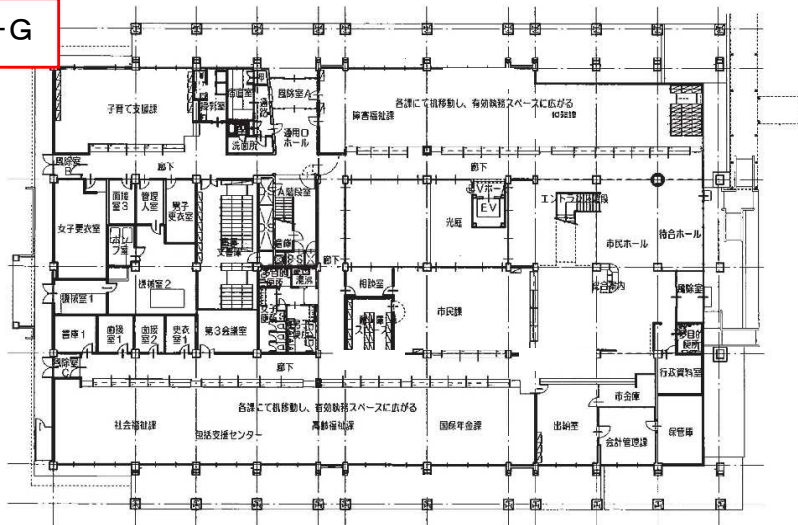
1-E



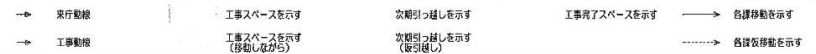
1-F



1-G



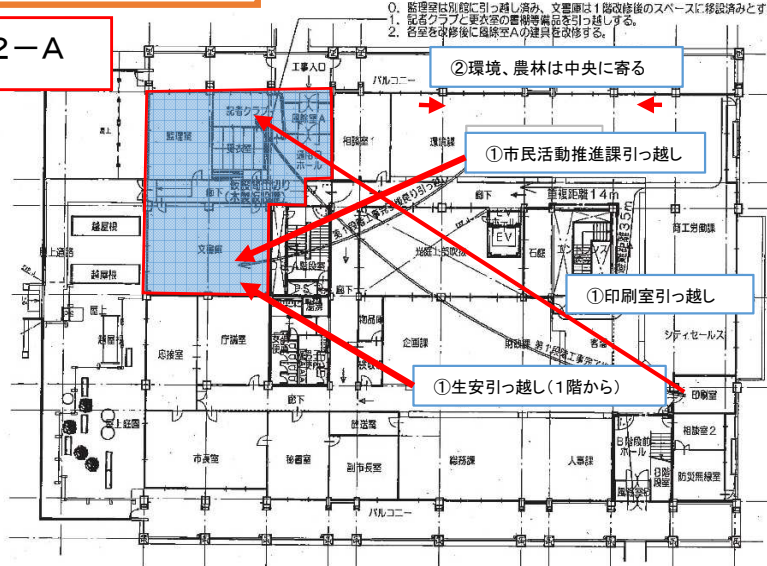
- 1階改修
- 第1段階 工事側 (工事エリアは完全分断、仮設障仕切り設置)
庁舎側 <工事エリア内の備品等の整理及び、庁舎内に各スペースを準備し引越し>
- 第2段階 工事側 (工事エリアは簡易分断、シート養生等にて分断し、解体が必要な部分は土日等で行う。)
庁舎側 <工事スペース確保のためエリア内で移動>
- 第3段階 工事側 (工事エリアは完全分断、仮設障仕切り設置)
庁舎側 <工事エリア内の備品等の整理及び、庁舎内に各スペースを準備し引越し>
- 第4段階 工事側 (工事エリアは簡易分断、シート養生等にて分断し、解体が必要な部分は土日等で行う。)
庁舎側 <工事スペース確保のためエリア内で移動>
- 第5段階 工事側 (工事エリアは簡易分断、シート養生等にて分断し、解体が必要な部分は土日等で行う。)
庁舎側 <工事スペース確保のためエリア内で移動>
- 第6段階 工事側 (工事エリアは簡易分断、シート養生等にて分断し、解体が必要な部分は土日等で行う。)
庁舎側 <工事スペース確保のためエリア内で移動>
- 完成段階 庁舎側 <各課にて机移動し、有効稼働スペースに広がる>
- 2階改修 工事側 (2階は1階同様北西側の監視課、文書情報工ariaから完全分断にて工事を行う)
(その他各室及び秘書室の工事エリアは簡易分断、シート養生等にて分断し、解体が必要な部分は土日等で行う。)
庁舎側 <工事エリア内の備品等の整理及び、庁舎内に各スペース>
- 3階改修 工事側 (工事エリアは簡易分断、シート養生等にて分断し、解体が必要な部分は土日等で行う。)
庁舎側 <工事エリア内の備品等の整理及び、庁舎内に各スペース>
- 外部改修 工事側 (来庁者の動線を各上程にて確保する。)
庁舎側 <来庁者への動線の周知連絡、案内支援>



移転計画案 2階

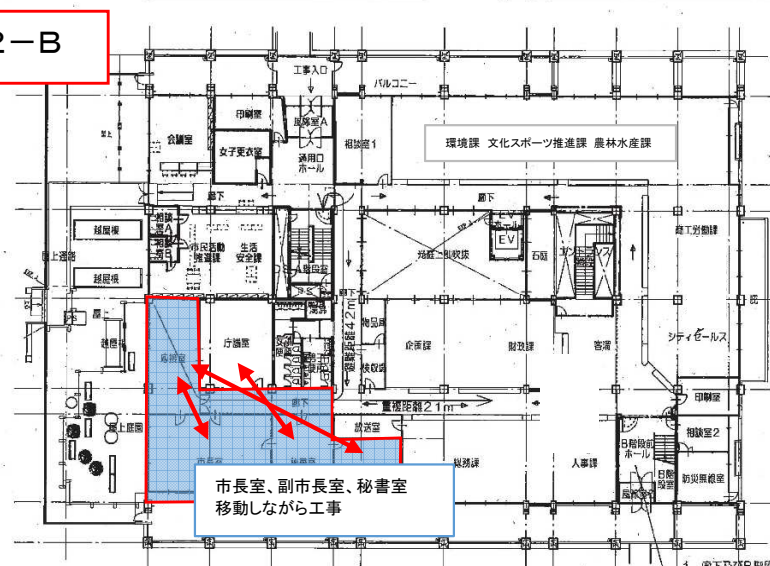
1階の設置) <庁舎は工事エリア内の備品等の整理及び、庁舎内に各スペースを準備引越し>

2-A



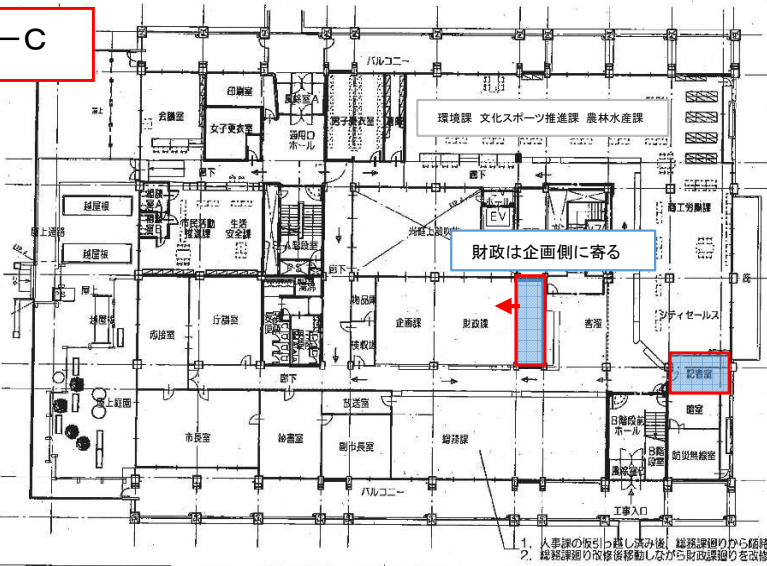
2-B

2階工事 2階改修 第2段階 (工事エリアは階間分譲、シート養生等にて分離し、解体が必要な部分は土日等で行う。) <庁舎は工事スペース確保のためエリア内で移動>



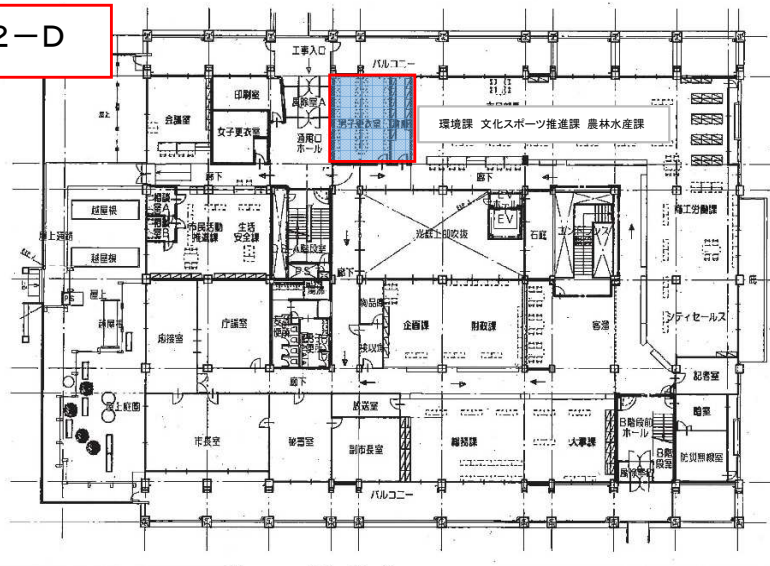
2階工事 2階改修 第3段階 (工事エリアは階間分譲、シート養生等にて分離し、解体が必要な部分は土日等で行う。) <庁舎は工事スペース確保のためエリア内で移動>

2-C



2-D

2階工事 2階改修 第4段階 (工事エリアは階間分譲、シート養生等にて分離し、解体が必要な部分は土日等で行う。) <庁舎は工事スペース確保のためエリア内で移動>

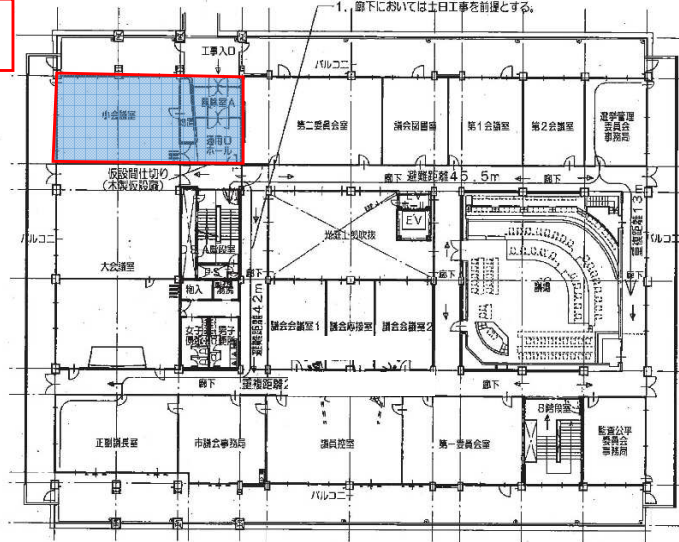


- 実行路線
- ⇄ 工事動線
- 工事スペースを示す
- ⇄ 工事スペースを示す(移動しながら)
- 次期引越しを示す
- ⇄ 次期引越しを示す(仮引越し)
- 工事完了スペースを示す
- ⇄ 仮設移動を示す

移転計画案 3階

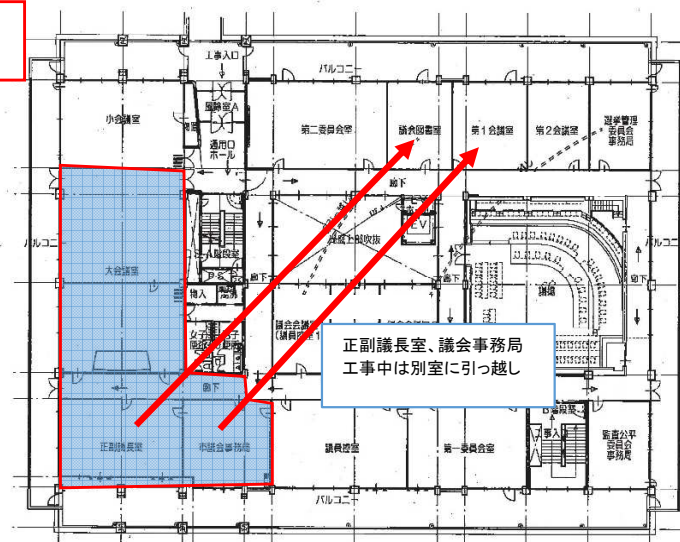
1期工事 3階改修 第3段階 (工事エリアは隔室分離、シート養生等にて分離し、解体が必要な部分は土日等で行う。) <庁舎は工事スペース確保のためエリア内で移動>

3-A



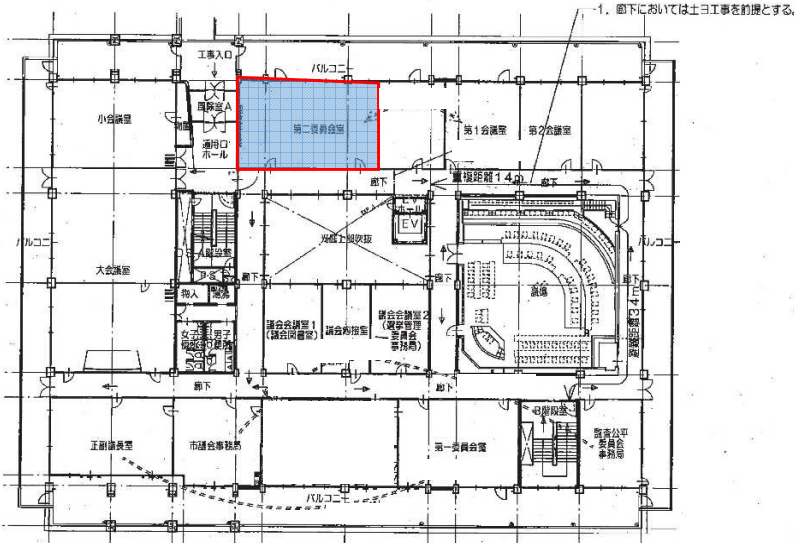
2期工事 3階改修 第2段階 (工事エリアは隔室分離、シート養生等にて分離し、解体が必要な部分は土日等で行う。) <庁舎は工事スペース確保のためエリア内で移動>

3-B



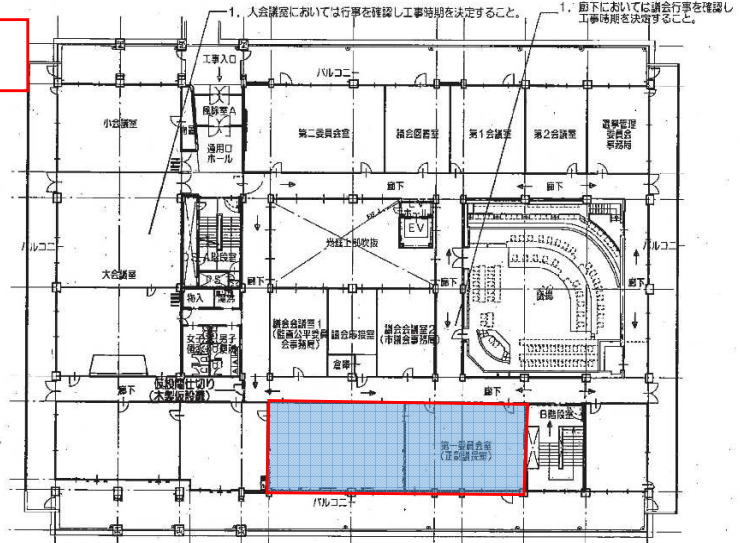
2期工事 3階改修 第3段階 (工事エリアは隔室分離、シート養生等にて分離し、解体が必要な部分は土日等で行う。) <庁舎は工事スペース確保のためエリア内で移動>

3-C



2期工事 3階改修 第4段階 (工事エリアは隔室分離、シート養生等にて分離し、解体が必要な部分は土日等で行う。) <庁舎は工事スペース確保のためエリア内で移動>

3-D



→ 実行路線 工事スペースを示す 次期引っ越しを示す 工事完了スペースを示す → 各課移動を示す
→ 工事路線 工事スペースを示す (移動しなから) 次期引っ越しを示す (仮引線) → 各課仮移動を示す

T24P

K24P

議案第89号 資料1 (総務課)

【追加購入物品リスト】

品名	品番 (サイズ)	数量
平机 (引出無し3人用)	3000W600D720H	37台
平机 (引出無し2人用)	2000W600D720H	39台
平机 (引出無し市民課窓口対応用)	1000W600D720H	1台
キャスターワゴン	ペントレー付	189台

※設置場所は主に本庁舎1階執務スペース



キャスターワゴン



配置イメージ